

障害年金 (精神の障害)



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター

障害年金（精神の障害）

公的年金の加入者が、病気により心身に障害を有し、日常生活や就労の面で困難が多くなった場合に支払われる公的な年金です。

【受給のための条件】

	項目	障害基礎年金	障害厚生年金
受給要件	初診日	65歳未満にあること（老齢基礎年金繰り上げ受給者は除外）	厚生年金・共済年金の加入者であること
	障害状態	障害認定日に障害等級に定める1～2級に該当すること	障害認定日に障害等級表1～3級に該当すること
	保険料	初診日に納付要件を満たしていること	
手続きの窓口	市町村役場の国民年金課	年金事務所	

- *初診日とは、障害の原因となった病気で初めて医師の診療を受けた日
- *障害認定日は、初診日から1年6ヶ月経った日
- *20歳未満に初診日がある障害の場合には、障害基礎年金が支給（所得制限あり）
- *障害年金は遡って請求できますが、5年しか遡ることができません

【申請時必要なもの】

- ☐ 受診状況等証明書（初診証明）
現在かかっている医療機関と初診日に受診した医療機関が異なる場合に必要
- ☐ 受診状況等証明書を添付できない理由書
- ☐ 主治医の診断書
 - ☐ 障害認定日後3ヶ月以内
 - ☐ 請求日前3ヶ月以内現症
- ☐ 病歴申立書（本人または家族が記入）
- ☐ 障害給付裁定請求書

個人番号及び申請される方の身元が確認できる書類が必要となる場合があります

*その他、戸籍謄本、預金通帳、印鑑、住民票の写しなど個別に必要なものが異なりますので、それぞれの手続き窓口におたずねください

*主治医に障害年金の対象になるか、必ず相談し、了解を得てください。



当院でのご相談やお問い合わせは、地域医療連携センターでお受けしております。

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193